

平成28年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成28年6月8日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年6月8日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|---------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 35号 | 川南町産業振興協議会設置条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 36号 | 川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 37号 | 川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 38号 | 平成28年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第 39号 | 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

町長より、発言を求められていますので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） 改めて、おはようございます。

本日の議案質疑に先立ちまして、議案第37号の差しかえをお願いいたします。議案第37号、第9条第2項の2行目「認める場合は同項の措置を代行することができる」と。「同項」の「項」の字が間違っておりました。この場をかりて深くおわびを申し上げ、差しかえのお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（川上 昇君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第35号川南町産業振興協議会設置条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第35号川南町産業振興協議会設置条例を定めるについて、この条例によって産業振興の円滑な推進を図るため、10人の委員から構成され、2年の任期で、庶務は産業推進課において処理するとなっておりますが、任期の2年が過ぎたら、この条例は廃止されるのかということと、第2条で協議会は町の農業、漁業、林業、商業、工業、観光及び雇用に関する重要施策についてとなっておりますが、どのようなことか説明していただきたい。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この産業振興協議会設置条例につきましては2年としておりますが、2年がたちましても引き続き継続し、この協議会を行っていく予定であります。

それと重要施策についてということですが、今年度につきましては農業振興地域等の見直し等も行われますので、町に重要な事項であるといったところについて協議を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 議案第35号川南町産業振興協議会設置条例を定めるについてということで、この条例設置につきましては反対するものではございませんが、川南町におきましては対策協議会、いろんな形の協議会を設けながら、こういった農業推進といいますか、産業推進に携わっておられますが、それらの関係の取りまとめという話じゃ——先ほど同僚議員からも質問がありましたけれど、10名というのは、本当にその目的というものが若干違うのかなというような気がしております。どのように捉えていけばいいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（山本 博君） このメンバーのことについてであります、業種もかな

り広範囲にわたります。農業、漁業、林業、商業、工業、観光といったところで、団体から推薦をいただこうと思っておりますが、それぞれの関係団体から、ある程度2名ぐらいを想定はしております。町におきましてはいろんな審議会等を行っておりますが、今までこの産業部門につきまして審議をする場がありませんでしたので、改めてこの協議会を設置して今後の町創生なりの対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 町におきましては、JA尾鈴のほうにつきましては川南町、都農町ということで分かれていまして、その中におきまして尾鈴地域農業再生協議会とか、いろんな形でつながりを持たないと今の農業団体とのつながりは出てこないだろうというふうに思うんですが、ここに町議会、産業団体、官公庁、その他町長が認める団体のうちから代表者ということになるわけですが、その辺のところを煮詰めながらこういった協議会の設置というものがないと、やはり末端への理解というものが若干薄められていくんじゃないかという気はしております。

各種団体におきまして、そういった問題点ももうJAにおきましては、都農と川南で代表者が1人とか、そういった形の部会組織になっております。そういうことを考えていった場合に、産業団体の団体長というものもなかなか難しいというような気はするわけでございます。そのあたりも綿密に調査しながら実施をしていただきたいと。この条例設置につきまして、反対するものではございません。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第2、議案第36号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第36号川南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、県及び他の市町村との均衡を考慮したとは、どういうことか。今回の一部改正をしないと均衡がとれないと解釈していいのか、伺います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

現在、川南町では、研修として県の大阪事務所に派遣しております。県の規定によりますと、在勤公署を変えた場合に、移転料と着後手当というのが支給されております。つまり、大阪で居住するに当たりまして住宅を借り、そしてそちらに赴任するときの旅費等が必要になってきますので、そういう分につきましては、県はきちんと移転料、着後手当というのを手当しております。そういうことから、県との均衡を考えたときに我々としては、そういうものは必要だと判断したわけでございます。

ちなみに、他の市町村との均衡ということで、宮崎市においても移転料と着後手当を支給されております。また、郡内でありますと、木城町・新富町・都農町、高鍋町についてはちょっと規定がないようでございますが、そのように中身については若干差異はございますが、各町村ともそういう規定を設けているということから、本町でも目を向けるようにしたという次第でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今回、初めて大阪のほうに行くということで、このことは提案されたのでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質疑に再度お答えいたします。

今後の展開、新たな感覚、新たな視点での川南町の福祉の向上を目指すためには、やはりこういう新たな視点が必要ということで、今回に限ってという話ではございません。今後を見据えた上での条例の一部改正ということでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第37号川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。この条例が議決できなければ、これは、議案第22号平成28年度川南町一

般会計補正予算（第1号）にある16ページの、8款4項1目住宅管理費15節工事請負費248万円の執行はできないと思うわけですが、これ議決せんと否決された場合、これが執行できるか伺います。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

この条例が否決になれば、今回計上しております予算につきましては、今後の議会で減額という形になると思います。

以上です。（「執行できると、これ。」「執行はできないと思います。」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） 執行はできんということでありますので、この川南町一般会計補正予算の第1号については、改正前の条例をもって質問することになりますので、総務課の法関係の担当の方はちゃんと説明をしてもらいたい。（「一般会計のなんでいい。一般会計なので。」と発言する者あり）

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑に再度お答えしますが、現行の条例にあります緊急安全措置につきましては、今回の一部改正が仮に否決になっても、緊急安全措置はできるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。（発言する者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4、議案第38号平成28年度川南町一般会計補正予算（第1号）、日程第5議案第39号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第38号平成28年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、7ページの17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5億8627万7000円で、財政調整基金繰入金2098万5000円、町債管理基金繰入金5億6529万2000円ですが、基金の残高は幾らですか、お尋ねします。

17ページ、12款公債費1項公債費1目残金5億6529万2000円は、平成10年度のふるさとづ

くり事業分町債の一部返済との説明ですが、残金は幾らですか。

それと、議案第39号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）9ページ、3、歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費184万5000円計上されておりますが、平成30年度の国民健康保険制度改正に向け、県において保険料率の算定が行われるためとありますが、この平成30年度の国民健康保険制度改正はどんなものか、わかっているならば教えていただきたい。

以上です。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

基金の残高でございますが、今回の分を見込みまして、財政調整基金の残高が7億4762万1000円でございます。

それから、総体町債管理公共施設等、全ての基金の残高が40億7288万2000円となります。

それから、今回の償還を行った場合の残金ということでございますが、全額を償還する予定にしております。よって、この分の残高はゼロということになります。

以上でございます。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問に回答したいと思います。

平成30年度からの国民健康保険制度の改正について、わかっているならば教えてほしいということですが、簡単に申しますと、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。市町村はどうなるかと申しますと、これまでどおり地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の算定、賦課徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き継ぎ、担っていくことになっております。

正直申しまして、今のところ、平成30年度の改正に向かって何も決まっていないような状況でございます。10月から保険料の算定を行うんですが、それに当たりましてシステムの改修を行うものであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 基金の残高ですけれど、ちょっと早口だったので書いたものをもらいたいんですが、いいですか。控えるのが7億まではしたけれど、その後がちょっと。耳が遠くなったのか、済みません。

それから、ふるさとづくり事業をゼロとしたということで、早く返したことによるペナルティーみたいなものは来ないのかを伺います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の全額返還につきましては、補償金等の措置は要らないと。違約金も当然必要ないということで金融機関と確認の上、予算化したところでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（**蓑原 敏朗君**） 議案第38号について、お尋ねいたします。13・14ページ、6款1項6目畜産業費ですけれども、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業で、鶏舎・牛舎建設及び飼料調整施設への説明でしたけれども、その内訳というんですか、積算基礎がわかりましたらお願いします。

もう一点です。同じく、同款同項7目農地費、農地中間管理機構支援事業補助金ですけれども、内訳、積算基礎がわかりましたらお願いいたします。

以上、2点です。

○産業推進課長（**山本 博君**） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業についてであります。これは国の事業でありまして、TPPの対策事業ということで予算化されたものであります。3事業につきまして取り組むこととしておりますが、まず鶏舎についてであります。農事組合法人香川ランチさんのほうが、ウインドレスの鶏舎を3棟建設する予定としております。金額につきましては2分の1といったところで、3億654万8000円になります。

続きまして、有限会社ファーマー宮崎が、自給飼料調製施設を建設する予定としております。金額は861万3000円になります。

最後に、牛舎建設についてであります。東原の阿部誠治さんになります。牛舎と堆肥舎それぞれ1棟を建設の予定でありまして、金額は2010万5000円を積算しております。

続きまして、農地中間管理機構支援事業であります。1000万円上げさせていただいております。これは農地の集約を行う事業でありまして、平成26年度から事業を実施しております。今後の貸し出しに対する支援としまして、耕作者集積協力金という形で300万円見込んでありまして、経営転換協力金という形で「もう農業をしないので全て農地を出します」といった方に対しまして500万円を見込んでありまして、地域に対する支援というものもありまして、この地域で取り組む場合に200万円を見込んでおります。総体で1000万円を見込んで予算を計上してありまして、平成28年度につきましては総体で50ヘクタールを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**川上 昇君**） ほかに質疑はありませんか。

○議員（**税田 榮君**） 第38号について、お聞きします。13ページ、7款商工費1項商工費の中の15節工事請負費の共同作業所、雨水管工事、これはどこにあつとですか。場所。

○産業推進課長（**山本 博君**） 税田議員の御質疑にお答えいたします。

場所ということでございますが、尾鈴農業公社等が入っております共同作業所になります。場所は、名貫方面になります。染川木工所の南側に建っております。

以上です。

○議長（**川上 昇君**） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第39号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、今回この補正予算の中にはシステムの改修についてだけ上がっておりますが、さきの報告によりますと、専決処分しました川南町国民健康保険税の一部改正の中に、最高限度額の引き上げとか5割軽減引き上げとかがありましたが、その部分というのは今回の補正予算には反映しないほどの金額なのかを伺います。

○税務課長（三角 博志君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

今回専決処分をしました金額が補正予算に影響を与えるかどうかということですが、今回につきましては、補正予算については影響しておりません。国民健康保険の課税は7月に実施されます。その7月に課税をされました金額、これが当初見込みの金額と大きく変わった場合には、9月補正予算において変更する予定としております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）私、はっきり聞き取れませんでした。もう一度、名前をお願いします。（「議長、児玉助壽」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） 議案第38号につきましては、先ほど「議案第22号」と発言しましたが、訂正し、おわびし、改めて、議案第38号平成28年度川南町一般会計補正予算（第1号）につきまして、質問をいたします。

14ページ、先ほど同僚議員が質問しました、この3億3526万6000円の事業であります。総事業費が6億何とかと聞いたような感じもしますが、補助率50%の事業になるわけですか。それと、これは補助率50%で鶏舎、牛舎、飼料用施設、これは3カ所になるわけですか。箇所。（発言する者あり）ああ、そうですか。3カ所ということでもありますね。

それから、先ほど条例で質問しましたが、これは空き家対策特別措置法や川南町空家等対策の推進に関する条例が施行されたからといって、本案件の提案理由、補足説明による「このまま放置すれば倒壊等で著しく近隣住民の身体、財産に危険が及ぶおそれがある」としてありますが、これはその理由があるとしても、この法を定め、それらを守って段階的な手順を踏まなければ、この前条例に置くと今度、強制的に対処することになるわけですが。

そうすると、この空き家といえども所有者の財産であるから、勝手に上部を解体することは財産権の侵害になるわけですが。ということになると、先ほどのこの条例で「条例が議決されなければ」と、これは条例が議決される前提で提案したと思いますが。そうすると、この所有者との話がついたことになっているように感じるわけですがよ、この今言う手順を踏んで。それをせんと、これは大変な問題になると思うわけですが。

また、この事業費の248万円についてですが、解体するだけだったら、全部解体しても、これだけの金額にはならないと思うわけですが。民間に発注した場合は安くなるか、そういうふうに俺が理解しとったかもしれませんが、これはメッシュシート張りつけによるもの

ゆう思うわけですが。そうしたら、メッシュシートを張りつけて、全部解体したほうが安くなるような気もするわけですが、ほかに方法はなかったのか。

先ほども言いました、この法的なものに関しては建設課では説明できんと思いますが、この解体事業の部分と法的な部分について、それぞれ担当の課長に説明をお願いいたします。

○産業推進課長(山本 博君) 児玉議員の先ほどの御質疑にお答えをしたいと思います。

国の事業についてであります、3カ所ということで回答しましたが、これは香川ランチのことを言っているかと思いますが……。

○議員(児玉 助壽君) 香川……。

○産業推進課長(山本 博君) はい。この予算に上げている事業が3件ということなのか、香川ランチの3億円の事業について3カ所と言ったところがちょっとわかりませんでしたので。一応、香川ランチにつきましては3棟建設を予定しておりますが、場所は1カ所のところで3棟を建設することにしております。

以上です。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

まず、特措法関係の手続等でございますが、実は昨年、特定等の空き家が3軒ありまして、昨年の9月に2軒に対して該当の通知書を送っております。それから、もう1軒につきましては11月に送っております、その後、2軒につきましては今年度4月に指導書を通知しております、もう1軒につきましては指導書を送った時点で回答がなかったために現在、勧告書を送っているというところがございます。それから、1軒につきましては指導書を送った時点で所有者のほうから連絡がありまして、現在、解体中であるということがございます。

それから、先ほどの今回の条例改正でございますが、もちろんこれが可決しても所有者からの同意がなければ、所有者の財産でありますので勝手に解体はできないというところがございます。

それから、簡易的なことでもいいんじゃないかという御質疑でございますが、見るからにおきまして台風等で強風が起こった場合に、かなり危険な状態であるということで、我々も判断した上できちんとした設計で対応するというところでなりました。

以上でございます。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

法的な部分ということでございます。議員おっしゃるとおり、特定空き家となっておりますけれども、財産権の侵害を行うという立場に立っております。当然でございますが、財産権を侵害するわけにはまいりません。そういうことから、今回の予算につきましては、9ページ・10ページに雑入という形で248万円同額を歳入として組んで、歳出についても一応同額を措置、工事費として上げさせていただいております。

先ほど建設課長が申しましたとおり、現在、本人との交渉中でありまして、本人との交渉

次第によりましては我々がかわってという形よりも、本人が取り崩したほうが安いという話も当然あるわけですので、両面から交渉していると。それで、交渉が成立した暁には、そのような措置をとりたいということで今回提案しているところでございます。

なお、以前に定めました条例でやられる範囲というのは、財産権を侵害しない最低限のラインでやるということで当然、前回条例制定をしておるわけですので、あくまでもそのあたりを見込んで相手と交渉した上での措置を考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 最初のこの3億何ぼの事業であります。総事業費6億、これは倍掛けしたら約7000万円になるわけです。だから、この事業をするなんに、やっぱり事業者の自由でありますけれど、できることなら町内の業者を利用するような指導をしていただければなと思っております。

次の案件は、この空き家の問題であります。これは本案件の強制対処の内容については必要な改善と思うわけですが。だからといって、この町の条例を定めたと言っても、上位法であるこの特別措置法の範囲内で執行しなきゃいかんわけですが。その段階的な手順、手続を踏んでおけば当然、措置法や町条例第9条の定めによる今回、町が負担する248万円の費用を所有者に請求することができるわけですが、その支払いに応じるか応じないかという問題も生じるわけですが。もし、これが支払いに応じなければ、悪しき前例をつくることにもなるし、そうなった場合は崩さんほうがあええわ、町が崩しちやるわちゅうような、なんになって、この空き家解消・対策もなかなか難しい問題となるわけです。

そこで、この課税について、空き家でも、建っておる間は固定資産税が壊した後のほうが高いちゅうような課税方式になっておるわけですが。そうなった場合、家を崩したら税金が上がるちゅうような仕組みであれば、壊さん人が——そういう方式ですがね、課税の方式は。となると、崩さんほうがいいちゅうようななんにもなるわけですが、崩したときの減免措置とかよ、課税の。そこら辺を考えてした場合と、町が崩した場合と相殺した場合、どちらが得か損かちゅう問題も出てくるわけですがよ。まず、そこら辺の課税についてもやっぱり今後考えていかならんとやないかなと思うとですよ。

じゃないと、もうこれは浜の案件でありますけれども、どこもそこも空き家は増えておるわけですが、家を崩したら税金が上がるちゅうような何であれば崩さん人も出てくるし、建つとんてん崩してん今と変わらん課税じゃちゅうなれば、また崩す人も出てくるかもしれんですよ。しれんから、やっぱり危険やら衛生面も考えたら、やっぱりそこら辺の減免措置も考えて、この空き家対策に取り組む必要があつとやないかなちゅう、私はそういうふう考えておるわけですが。そこら辺のところ、どんげな考えを持っておりますか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑、前半の部分につきまして、お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、同意書をもって執行するということが原則ではあります。それで、その後、費用負担に応じないときは協議の中で分割納付などを、うちのほうから提案しながら時効が途切れないように行っていきたいというふうに思っております。それでも応じられないときには裁判所に申し立てをするなど、適正な手段による債権管理を行ってきたいというふうに思います。最終的に、差し押さえ等の行為になるかなというふうに感じております。

以上でございます。

〔「町長じゃないと答えられんじゃろ。質問に移りますわ。そこで一遍に答えてもらえればいいから。」発言する者あり〕

○議員（児玉 助壽君） その課税の減免措置等については、町長じゃねえとはっきりした——はっきりもなかなか、それはいろいろ検討せんな答えられんと思いますが、一応どういうことを考えておるかを聞きます。じゃねえと、せっかく空き家対策特措法及び町の条例をした価値がねえわけですから、そこら辺のところを一応聞いて質問を終わります。（「税務課長が答えんと。」発言する者あり）

○町長（日高 昭彦君） 申しわけありません。打ち合わせができておりませんでした。答弁権をいただきましたので。

まず、この空き家については2つの視点があるのは、もう議員が指摘されているとおりです。

一つは、住民に対する影響、それは危険である、防犯面と衛生面ということです。それを町が放棄するわけにはいかないという点。

もう一点は、今言われていたとおり、壊したほうが税金が高くなるという税面については、やはり周りの住民に対する不公平感、周りというか、本人も含めてです。その点は当然、我々も矛盾は感じておりますし、国のほうも今そういうことで調整をしているというふうに聞いております。その視点は大事な視点だと思っております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第39号は総務厚生常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れ様でした。

午前9時46分散会
